



熊本県公報

号外 第60号
令和2年(2020年)
10月13日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県会計規則の一部を改正する規則	(人事課) 1
訓 令	
○熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令	(人事課) 1
○熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令	(〃) 8
○熊本県公印規程の一部を改正する訓令	(〃) 8
○熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令	(〃) 9
○熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令	(〃) 10
○熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令	(〃) 10
○熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令	(〃) 11

規 則

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年10月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第41号

熊本県会計規則の一部を改正する規則
熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)の一部を次のように改正する。
別表第4知事部局の項中「国際課」を「観光交流政策課」に改める。

附 則

この規則は、令和2年10月13日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第62号

本庁各部(公室・局)課(グループ)
各 地 方 出 先 機 関

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和2年10月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令
熊本県庁処務規程(昭和36年熊本県訓令甲第29号)の一部を次のように改正する。
第4条第26項中「商工観光労働部」を「商工労働部」に改める。
別表第1商工観光労働部の項を次のように改める。

商工労働部		商工政策課
	商工雇用創生局	商工振興金融課
		労働雇用創生課
	産業振興局	産業支援課
		エネルギー政策課
企業立地課		

別表第1農林水産部の項の前に次のように加える。

観光戦略部		観光交流政策課
		観光企画課
		観光振興課
		販路拡大ビジネス課

別表第3の6の表の表名を「6 商工労働部」に改め、同表商工政策課の部第4項中「

「商工観光労働部長室」を「商工労働部長室」に改め、同表商工労働局の部中「商工労働局」を「商工雇用創生局」に改め、同部商工振興金融課の款第20項中「商工労働局長」を「商工雇用創生局長」に改め、同表新産業振興局の部中「新産業振興局」を「産業振興局」に改め、同部産業支援課の款第15項中「新産業振興局長」を「産業振興局長」に改め、同表観光経済交流局の部を削る。

別表第3の8の表を別表第3の9の表とし、別表第3の7の表を別表第3の8の表とし、別表第3の6の表の次に次の1表を加える。

7 観光戦略部

局	課	分掌事務	知事決 裁事項	部（公 室）長 専決事 項	部内局 長専決 事項	課長専 決事項	備考欄 に定め る役付 職員専 決事項	備考
観光交 流政策 課	1	交流人口の拡大に向けた施策の企画及び調整に関すること。						
	2	くまもとブランドの推進に係る企画及び調整に関すること。						
	3	国際化に係る施策の企画及び調整に関すること。	1 国際化に係る施策の基本方針に関すること。					
	4	姉妹提携地域、友好提携地域その他の地域との交流に関すること。						
	5	在熊外国人対策に関すること。						
	6	国際協力に関すること。				1 海外技術研修員及び自治体職	1 海外技術研修員及び自治体職	

					員協 力交 流研 修員 の受 れ決 定す ること。	員協 力交 流研 修員 の受 れ研 修事 にす ること。 2 青 年海 外協 力隊 にす ること。		
		7 海外移住 及び在外県 人会に關す ること。			1 県 出身 海外 移住 者子 弟留 学の 受け 入れ を決 定す ること。	1 県 出身 海外 移住 者子 弟留 学の 受け 入れ にす ること。 2 在 外県 人会 にす ること。		
		8 一般旅券 の発給の申 請の受理及 び交付に關 すること。						
		9 観光戦略 部長室に關 すること。						
	観光企 画課	1 観光に係 る施策の企 画及び調整 に關すること。						

		2 観光広報 に関するこ と。					
		3 観光関係 団体の指導 育成に関する こと。					
		4 通訳案内 士に関する こと。			1 通 訳案 内士 の登 録を する こと 。		
		5 旅行業法 (昭和27 年法律第2 39号)に 関すること 。			1 旅 行業 又は 旅行者 代理 業及 旅行サ ービス 手配業 の登録 に 関 す る こ と (長 決 事 項 に 該 す る も を 除 く) 。 2 営 業保 証金 の還 付に 関 す る こ と。 3 旅 行業	1 旅 行業 又は 旅行者 代理 業及 旅行サ ービス 手配業 の登録 事 項 の 変 更 の 理 に 関 す る こ と。 2 旅 行業 の 営 業 保 証 金 の 供 託 に 関 す る こ と。 3 営 業保 証金 の取 戻し	

					<p>又旅業代理者及び旅行サービス手配者に対する業務の改善又は停止の令をすること。</p>	<p>に関すること。</p>		
		6	観光統計に関すること。					
		7	観光施設の整備及び維持管理に関すること。					
		8	国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）の施行に関すること。		1 同法第12条第2項の規定による施設管理方法の改善の指示に関すること。	1 同法第44条第1項及び第3項の規定による報告及び検査に関すること。		
		9	熊本県野外劇場に関					

		すること。						
		10 観光審議会に関すること。						
		11 スポーツを活用した交流促進に関すること。						
		12 2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会のキャンプ誘致、聖火リレー等に関すること。						
		13 一般財団法人2019女子ハンドボール世界選手権大会組織委員会に関すること。						
	観光振興課	1 国内外からの誘客の企画及び推進に関すること。						
		2 国際航空路線の利用促進及びクルーズ旅客船の誘致に関すること。						
	販路拡大ビジネス課	1 県産品の販路拡大に係る施策の企画及び調整に関すること。						
		2 物産振興に関すること。						
		3 伝統的工芸品産業の育成に関すること。						

<p>4 熊本産業 展示場に関 すること。</p>						
<p>5 貿易振興 に関するこ と。</p>			<p>1 貿 易振 興施 策の 画及 び調 整に 関す こと 。 2 海 外に おけ る本 市及 び展 示の 催及 び参 加決 定に 関す こと。 3 貿 易行 政機 関の 誘及 び連 絡調 整に 関す こと 。 4 貿 易商 社及 び団 体の 育成 指導 に 関す こと 。</p>	<p>1 貿 易企 業の 実態 調査 及び 貿易 統計 に 関す こと 。 2 輸 出商 品の デザイン 改善 に 関す こと 。 3 貿 易実 務の 指導 及び 相談 に 関す こと 。</p>		

別表第4 商工観光労働部の項中「商工観光労働部」を「商工労働部」に、「商工労働局」を「商工雇用創生局」に改める。

附 則

(施行期日)

- この訓令は、令和2年10月13日から施行する。
(経過措置)
- この訓令の施行の際現に次の表の旧の欄に掲げる部・局・課に勤務又は兼務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、それぞれ同表の新しい欄に掲げる部・局・課に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。

旧			新		
部	局	課	部	局	課
商工観光労働部		商工政策課	商工労働部		商工政策課
	商工労働局	商工振興金融課		商工雇用創生局	商工振興金融課
		労働雇用創生課			労働雇用創生課
	新産業振興局	産業支援課		産業振興局	産業支援課
		エネルギー政策課			エネルギー政策課
企業立地課		企業立地課			

(熊本県国際観光推進室設置規程の廃止)

- 熊本県国際観光推進室設置規程(平成31年熊本県訓令第5号)は、廃止する。

熊本県訓令第63号

本庁各部(公室・局)課(グループ)各地方出先機関
熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和2年10月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令
熊本県広域本部処務規程(平成25年熊本県訓令第27号)の一部を次のように改正する。
別表第3 振興部の部振興課の項分掌事務の欄第7号、別表第8 総務部の部振興課の項分掌事務の欄第5号、別表第13 総務部の部振興課の項分掌事務の欄第5号及び別表第17 総務部の部総務振興課の項分掌事務の欄第11号中「及び商工観光労働部」を「商工労働部及び観光戦略部」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年10月13日から施行する。

熊本県訓令第64号

本庁各部(公室・局)課(グループ)各地方出先機関
熊本県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和2年10月13日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公印規程の一部を改正する訓令
熊本県公印規程(昭和32年熊本県訓令甲第20号)の一部を次のように改正する。
別表第1の40の項公印の種類欄中「熊本県商工観光労働部長印」を「熊本県商工労働部長印」に改め、同項使用する機関の欄中「商工観光労働部」を「商工労働部」に改め、同表41の項公印の種類欄中「熊本県商工観光労働部商工労働局長印」を「熊本県商工労働部商工雇用創生局長印」に改め、同項使用する機関の欄中「商工観光労働部商工労働局」を「商工労働部商工雇用創生局」に改め、同表42の項公印の種類欄中「熊本県商工観光労働部新産業振興局長印」を「熊本県商工労働部産業振興局長印」に改め、同項使用する機関の欄中「商工観光労働部新産業振興局」を「商工労働部産業振興局」に改め、同表43の項を次のように改める。

43	熊本県観光戦略部長印	方 24	一般文書用	観光戦略部	県政情報文書課長
----	------------	------	-------	-------	----------

別表第2の40から43までを次のように改める。

4 0

熊	本	県
商	工	労
働	部	長

縦 24 横 24

4 1

熊	本	県		
商	工	労	働	部
商	工	雇	用	
創	生	局	長	

縦 21 横 21

4 2

熊	本	県	
商	工	労	
働	部	産	業
振	興	局	長

縦 21 横 21

4 3

熊	本	県
観	光	戦
略	部	長

縦 24 横 24

附 則

この訓令は、令和2年10月13日から施行する。

熊本県訓令第65号
 熊本県公営企業管理規程第13号
 熊本県教育委員会訓令第17号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
 各地方出先機関
 各教育関係局庁

熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年10月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫
熊本県教育長 古 閑 陽 一

熊本県水資源対策会議設置規程の一部を改正する訓令
熊本県水資源対策会議設置規程（平成5年熊本県訓令第36号、平成5年熊本県公営企業管理規程第10号、平成5年熊本県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「商工観光労働部政策審議監」を「商工労働部政策審議監 観光戦略部政策審議監」に改める。

別表第2中「企業立地課長」を「企業立地課長 観光交流政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年10月13日から施行する。

熊本県訓令第66号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年10月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令
熊本県兼職命令規程（平成21年熊本県訓令第45号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中

「商工観光労働部商工政策課	商工観光労働部商工労働局商工振興金融課	を
	商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課	
	商工観光労働部新産業振興局産業支援課	
	商工観光労働部新産業振興局エネルギー政策課	
商工観光労働部観光経済交流局国際課	商工観光労働部観光経済交流局観光物産課	」

「商工労働部商工政策課	商工労働部商工雇用創生局商工振興金融課	に改める。
	商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課	
	商工労働部産業振興局産業支援課	
	商工労働部産業振興局エネルギー政策課	
観光戦略部観光交流政策課	観光戦略部観光企画課	」
	観光戦略部観光振興課	
	観光戦略部販路拡大ビジネス課	

附 則

この訓令は、令和2年10月13日から施行する。

熊本県訓令第67号

熊本県公営企業管理規程第14号

熊本県病院局管理規程第11号

熊本県教育委員会訓令第18号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関
企 業 局
病 院 局
教 育 庁

熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和2年10月13日

熊 本 県 知 事 蒲 島 郁 夫

熊本県病院事業管理者 吉田 勝也
熊本県教育長 古閑 陽一

熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令
熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程（平成22年熊本県訓令第31号、平成22年熊本県公営企業管理規程第6号、平成22年熊本県病院局管理規程第2号、平成22年熊本県教育委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「商工観光労働部政策審議監」を「商工労働部政策審議監 観光戦略部政策審議監」に改める。

別表第2中「商工観光労働部政策調整審議員」を「商工労働部政策調整審議員 観光戦略部政策調整審議員」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年10月13日から施行する。

熊本県訓令第68号

熊本県公営企業管理規程第15号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関
企 業 局

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年10月13日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令
熊本県行政文書管理規程（平成24年熊本県訓令第9号、平成24年熊本県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「観光物産課 観物 」「観光交流政策課 観政
国際課 国 」「観光企画課 観企 」「観光振興課 観振
販路拡大ビジネス課 販ビ」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年10月13日から施行する。